

第12回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月25日(金)午前9時30分から

2. 開催場所 川西町中央公民館 403号室

3. 出席委員(10名)

会 長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番新野勝廣

委 員 1番 鈴木 秀男、2番 後藤 満良、3番 高橋 孝博、4番 佐々木 一宏
5番 勝見 和彦、6番市川 博幸、7番 船山 マサエ、8番 阿部 つや子

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第20号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について

第 5 議第 60号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 6 議第 61号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)

第 7 議第 62号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(貸借権の設定)

第 8 議第 63号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)

第 9 議第 64号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

第10 議第 65号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

第11 議第 66号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(使用貸借権の設定)

第12 議第 67号 農用地利用集積計画に対する決定について

第13 議第 68号 川西町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 内谷新悟、事務局長補佐 高橋光好、主任 竹田智弘、主事 淀野拓也

主事 玉田絵里子

6. 会議の概要

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 大沼 藤一

ただ今より、第12回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席4番佐々木一宏委員、議席5番勝見和彦委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より高橋事務局長補佐並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとする
ことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第20号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主事 淀野 拓也

1ページをご覧ください。報告第20号、令和2年12月25日、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、所有権の移転、12月申し出件数0件、支援センター保有分売り渡し件数2件、田19,554㎡、所有権移転合計2件、田19,554㎡、利用権の設定12月再設定件数19件、田120,031㎡、12月申し出件数は0件、利用権設定合計19件、田120,031㎡。利用権の移転、12月利用権移転件数合計7件、田63,552㎡となります。詳細につきましては、農用地利用集積計画に対する決定についての際に報告させていただきます。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第5、議第60号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

11ページをご覧ください。議第60号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。令和3年1月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は16件です。番号、申請人、場所、契約の内容、付記の順で読み上げます。なお、1番から7番

までは、賃借人及び付記は同じですので2番以降の読み上げは省略します。1番●●、●●、大字西大塚字東谷地740、田2, 419㎡、平成31年1月25日から3年間、10a借賃●●円、解約後貸し直しするものです。2番●●、大字下小松字巢掛柳1629、田6, 168㎡、計田4筆8, 862㎡、平成28年1月1日から5年間、10a借賃下小松分が●●円、西大塚が●●円。3番●●、大字下小松字東沖1469-1、田1, 761㎡、平成31年1月25日から3年間、10a借賃●●円。4番●●、大字西大塚字南大巻一104-1、田1, 521㎡、計田2筆1, 648㎡、平成31年1月25日から3年間、10a借賃●●円。5番●●、大字西大塚字東谷地618-1、田760㎡、計田8筆9, 560㎡、東谷地が平成30年6月1日から5年間、10a借賃●●円。下の2筆が平成31年1月1日から3年間、10a借賃●●円。6番●●、大字西大塚字糯田813-1、田671㎡、計田5筆7, 279㎡、西大塚糯田が平成28年6月1日から5年間、10a借賃●●円、館西一が平成29年5月1日から5年間、10a借賃●●円。7番●●、大字西大塚字田貝四758-2、田1, 953㎡、令和2年4月1日から5年間、10a借賃●●円。8番●●、●●、大字下小松字箕ノ輪1690、田7, 471㎡、平成17年4月25日から5年間、10a借賃●●円、9番●●、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長、若松正俊、大字高豆蔻字宮田255-2、田38㎡、計田2筆97㎡、平成27年12月28日から10年間、10a借賃●●円、錯誤によるものです。次のページをご覧ください。10番公益財団法人やまがた農業支援センター理事長、若松正俊、●●、内容は9番と同じです。11番●●、●●、大字堀金字大門1129-4、田531㎡、計田3筆2, 994㎡、令和2年2月25日から10年間、10a借賃●●円。解約後貸し直しするものです。12番●●、●●、大字堀金字大門1366-1、田3, 546㎡、令和2年2月25日から10年間、10a借賃●●円、解約後貸し直しするものです。13番●●持分2分の1、●●持分2分の1、●●、大字堀金字田中1608、田5, 247㎡、令和2年2月25日から10年間、10a借賃●●円、解約後貸し直しするものです。14番●●、●●、大字苳字下苳377-1、田522㎡、計田4筆2, 064㎡、平成29年5月25日から3年間、10a借賃●●円、解約後売買するものです。15番●●、●●、大字堀金字三枚床266、田231㎡、計田3筆2, 894㎡、平成26年11月1日から7年間、10a借賃●●円、解約後貸し直しするものです。16番●●、●●、大字堀金字三枚床302-1、田1, 061㎡、平成23年1月4日から10年間、10a借賃●●円、解約後貸し直しするものです。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を受理することに決定いたします。

日程第6、議第61号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程します。

事務局の報告を求めます。

主事 玉田 絵里子

議第61号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求めます。令和3年1月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は2件です。番号、申請人の順で読み上げます。1番有限会社米沢北部第一農園取締役、遠藤茂、●●、大字大舟字猿葉沢1817-2、田22, 668㎡、計田3筆36, 564㎡、畑1筆4, 322㎡、贈与、受贈です。2番●●、●●、大字玉庭字窪田3435、田267㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。以上今回の申請について、譲受人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30a以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、ただいまの説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

初めに、番号1番について、議席4番佐々木一宏委員より報告願います。

委員 佐々木 一宏

番号1番について、1月12日後藤昌弘推進委員と私が現地調査を行いました。今回の申請は贈与、受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。

議長 大沼 藤一

次に、番号2番の件について、議席6番市川博幸委員より報告願います。

委員 市川 博幸

番号2番について、1月14日須貝推進委員が現地調査を行いました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a対価●●万円は妥当だと判断します。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

鈴木委員。

委員 鈴木 秀男

米沢北部第一農園は廃園するのですか。

主事 玉田 絵里子

法人を解散するための申請となります。

議長 大沼 藤一

ほかにご質問等ございませんか。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第7、議第62号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

議第62号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和3年1月25日提出、川西町農業委員会会長名、申請件数は9件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。1番●●、●●、大字下奥田字穴沢平3548-119、田441㎡、計田9筆4,023㎡、貸し直し、経営規模拡大です。2番●●、●●、大字下奥田字滝ノ沢3907、田685㎡、計田2筆1,036㎡、貸し直し、経営規模拡大です。3番から7番までは賃借人、付記が同じですので4番以降の読み上げは省略します。3番●●、●●、大字高山字新屋敷4620、田4,723㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。4番●●、大字高山字畑中4635-1、田3,284㎡、計田4筆5,124㎡。5番●●、大字高山字畑中4642-2、田1,740㎡。6番●●、大字高山字下田4670、田22,543㎡。7番●●、大字高山字下田4676-1、田1,138㎡。8番●●、●●、大字玉庭字象頭平6669-25、田703㎡、計田3筆1,853㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。9番●●、●●、大字玉庭字焼野平6710-37、田1,932㎡のうち693㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。以上今回の申請について、賃借人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30a以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
初めに番号1番から7番の件について、議席1番、鈴木秀男委員より報告願います。

委員 鈴木 秀男

番号1番、2番について、1月17日に齋藤推進委員が現地調査を行っています。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からして10a借賃●●円は妥当だと判断します。番号3番から7番について、1月17日に竹田推進委員が現地調査を行っています。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からして10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼 藤一

次に、番号8番及び9番の件について、議席6番市川博幸委員より報告願います。

委員 市川 博幸

8番及び9番の件について、1月17日に須貝推進委員が現地調査を行いました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からして10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第8、議第63号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

議第63号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和3年1月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は2件です。

番号、申請人、付記の順に読み上げます。1番●●、●●、大字西大塚字高田二2073、畑456㎡、経営移譲年金受給継続、借受です。2番●●、●●、大字西大塚字三百野2032-4、田735㎡、計田2筆761㎡、経営移譲年金受給継続、借受です。以上今回の申請について、借人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30a以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当しておりません。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番及び2番の件について、本職より報告いたします。

番号1番、2番について、1月17日齊藤推進委員が現地調査を行っています。今回の申請は経営移譲年金受給継続、借受です。借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思われれます。

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第9、議第64号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 竹田 智弘

19ページをご覧ください。議題64号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和3年1月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。申請人●●、大字高豆蔻字館707-4、田109㎡です。使用目的は雪捨て場、付記として転用後雪捨て場にするものです。別添の資料No.1の農地転用補足資料で説明します。番号1番について、資料3、4ページの部分が今回の申請地となります。農地区分は第1種農地と判断します。土地利用計画図については、6ページのとおりで、この後、上程します農地法第5条の申請地とともに雪捨て場として利用するものです。雨水については地下浸透、造成は行ないません。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断します。

議長 大沼 藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について、議席8番阿部つや子委員より報告願います。

委員 阿部 つや子

番号1番について、1月18日に新野委員と私、そして事務局で現地調査を行いました。申請の土地は、高豆蔻地内にある第1種農地の田であります。本申請は、申請人が雪捨て場として利用するための申請です。転用後の造成はなく、周辺農地への影響もないため申請の内容に問題はないと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第10、議第65号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 竹田 智弘

20ページをご覧ください。議第65号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和3年1月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。1番●●、●●、大字高豆蔻字館707-1、田231㎡、同じく高豆蔻字館707-3、畑95㎡、使用目的については雪捨て場、付記については申請地を譲り受け、雪捨て場にするものです。別添資料1で補足説明します。資料9ページ、10ページの部分が今回の申請地となります。農地区分は第1種農地です。土地利用計画図については12ページのとおりで、先に説明しました農地法第4条の申請地とともに、雪捨て場として利用するものです。雨水については地下浸透、造成は行わず、土地の取得費は●●万円です。資金証明については、預金残高で確認しております。以上許可基準に沿った申請内容と判断します。以上です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について、議席8番阿部つや子委員より報告願います。

委員 阿部 つや子

番号1番について、1月18日に新野委員と私、そして事務局で現地調査を行いました。申請の土

地は、高豆蔻地内にある第1種農地の農地であります。本申請は、申請人が雪捨て場として利用するための申請です。転用後の造成はなく、周辺農地への影響もないため、申請の内容に問題はないと判断します。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件については、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第11、議第66号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 竹田 智弘

21ページをご覧ください。議第66号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う使用貸借権の設定について許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和3年1月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。1番●●、株式会社吉村大工、代表取締役、吉村広喜、大字大舟字山口3039、田634㎡、使用目的は資材置場、付記として申請地を借り受け、資材置き場として整備するものです。別添資料で説明します。番号1番について、15ページの部分が今回の申請地となります。農地区分は第1種農地であります。土地の利用計画図については、17ページのとおりであり、建築業の事業拡張に伴う資材置き場として利用するものです。雨水については地下浸透、造成は50cmの盛り土を行い、法面を植生により保護する計画です。土地の造成費については、●●万円の計画で、資金証明については、預金残高で確認しています。以上、許可基準に沿った申請内容と判断します。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について、議席8番阿部つや子委員より報告願います。

委員 阿部 つや子

番号1番について、1月18日に新野委員と私、そして事務局で現地調査を行いました。申請の土地は、大舟地内にある第1種農地の田であります。本申請は、申請人が事業用の資材置き場として利用するための申請です。転用後の造成はあるものの、周辺農地への影響もないため、申請の内容に問題はないと判断します。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件については、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします

日程第12、議題67号、農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

始めに議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で、整理番号8226番は、議席4番佐々木一宏委員が理事となっている農地所有適格法人に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、議席4番佐々木一宏委員については、当該案件の審議中は室外に退席といたします。

初めに、整理番号8226番の件について審議を行いますので、議席4番佐々木一宏委員は室外に退席願います。

(佐々木一宏委員退席)

事務局の説明を求めます。

主事 淀野 拓也

22ページになります。議題67号、農用地利用集積計画に対する決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和3年1月25日提出、川西町農業委員会会長名。26ページをご覧ください。利用権を設定する者で番号、場所、利用権の設定を受ける者、10a借賃、備考順に読み上げます。8226番●●、計田16筆13, 834㎡、農業組合法人夢里代表理事、登坂賢治、●●円の借賃です。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8226番の件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

佐々木一宏委員の復席を求めます。

(佐々木一宏委員自席に着席)

次に、決定いただきました整理番号8226番を除いた案件について事務局の説明を求めます。

主事 淀野 拓也

23ページをご覧ください。所有権移転各筆明細、番号、所有権を設定する者、場所、所有権の移転を受ける者、10a対価の順に読み上げます。8210番公益財団法人やまがた農業支援センター理事長、若松正俊、計田3筆10, 599㎡、●●、10a対価●●万円です。8211番公益財団法人やまがた農業支援センター理事長、若松正俊、計田4筆8, 955㎡、●●10a対価●●万円です。24ページをご覧ください。利用権設定各筆明細、8212番●●、田3, 281㎡、●●、●●円、再設定3年。8213番●●、田13, 766㎡、●●、●●円、再設定5年。8214番●●、計田3筆3, 129㎡、●●、●●円、再設定10年です。8215番●●、計田3筆5, 114㎡、●●、●●円、再設定10年。8216番●●、計田2筆2, 006㎡、●●、●●円、再設定10年。8217番●●、田942㎡、●●、●●円、再設定5年。8218番●●、田1, 465㎡、●●、●●円再設定3年。8219番●●、田1, 433㎡、●●、●●円、再設定10年。8220番●●、計田4筆6, 732㎡、●●、●●円、再設定5年。8221番●●、計田7筆26, 286㎡、●●、●●円、再設定10年。8222●●、計田4筆4, 529㎡、●●、●●円、再設定3年。8223番●●、計田2筆6, 018㎡、●●、●●円、再設定3年。8224番●●、計田2筆2, 571㎡、●●、●●円、再設定10年。8225番●●、計田6筆10, 078㎡、●●、●●円、再設定10年。8227番●●、田3, 494㎡、●●、●●円、再設定3年。8228番●●、計田4筆3, 694㎡、●●、●●円、再設定3年。8229番●●、計田2筆7, 835㎡、●●、●●円、再設定10年。8230番●●、田3, 824㎡、●●、●●円、再設定10年。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りします。整理番号8226番を除いた各案件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件全件について、計画内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

日程第13、議第68号川西町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 高橋 光好

議題68号、川西町農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議について、令和3年1月25日提出、川西町農業委員会会長名。朗読を持って説明とさせていただきます。

(朗読内容省略)

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本件を決定いたします。

これをもって、第12回川西町農業委員会総会を閉会いたします。